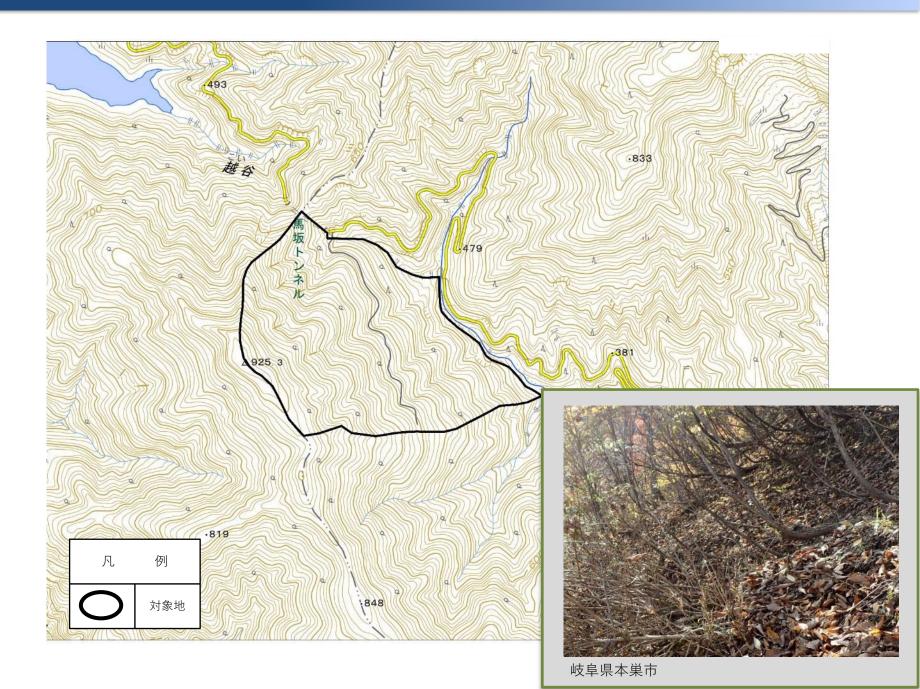
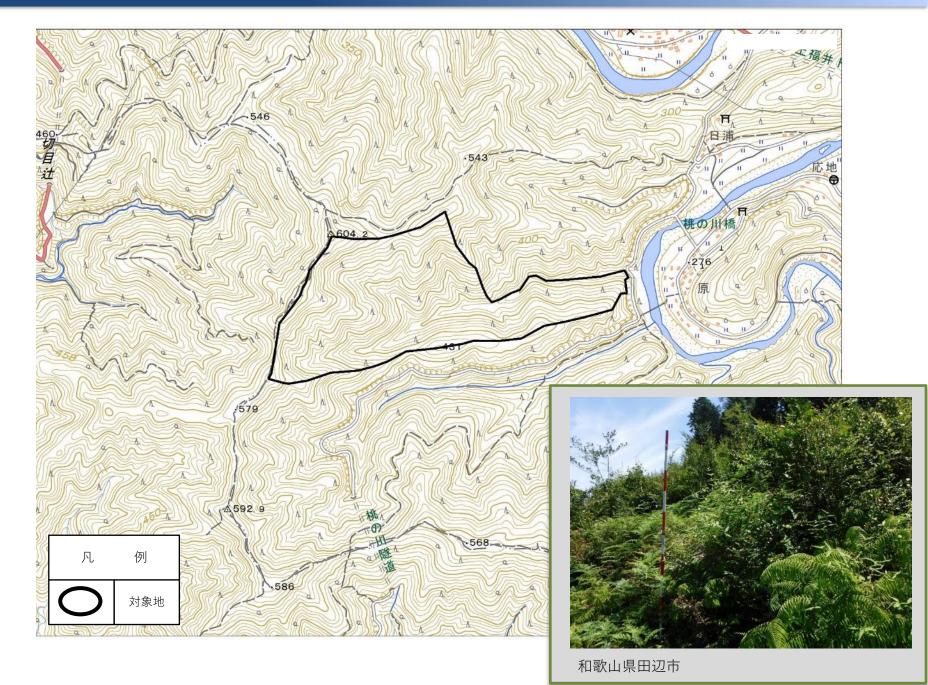
## 新規採択箇所の位置図 木曽川広域流域【対象地番号: 6】





## 新規採択箇所の位置図 熊野川広域流域【対象地番号:18】





## 新規採択箇所の位置図 江の川広域流域【対象地番号:51】



## 新規採択箇所の位置図 大淀川広域流域【対象地番号:72】



## 21-9

### 新規採択チェックリスト判断根拠

対象地番号 6 区域名 木曽川広域流域(岐阜県本巣市)

	審査の内容	判定		評価指標	評価
1.	事業の必要性が明確であること(必要性) 水源を涵養するための森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること ・対象地は、重要流域である木曽川流域内に位置 ・対象地の林況は粗悪林相地	- 0	1.	有効性 (1) 多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」  A・・水源の涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。 かつ針広混交林化等の取り組みがなされる計画となっている。 B・・上記A以外の計画である。	A
2.	技術的可能性が確実であること 地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること ・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能	- 0	1.	・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。     有効性 (1) 多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」     A・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。     B・・上記A以外の計画である。	A
3.	事業による効果が十分見込まれること (効率性)         費用便益分析の結果が1.0以上であること         総便益 (B)       479,897 千円       ①水源涵養養便益       374,761 千円			・揖斐川地域森林計画、本巣市森林整備計画に適合したものとなっている。	
4.	総費用 (C)200,564 千円②山地保全便益 ③環境保全便益 (4)木材生産等便益85,305 千円 18,798 千円 1,033 千円事業の採択要件を満たしていること 国立研究開発法人森林研究・整備機構業務方法書及び分収造林事業実施要領等 に規定された選定基準等に適合していること・対象地は保安林指定予定 (水かん) 、林沢は粗悪林相地、権利関係は問題なし			が発展して、対象に対して、対象に対し、対象に対し、対象に対し、対象に対し、対象に対し、対象に対し、対象に対し、対象に対し、対象に対し、対象に対し、対象に対し、対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	A
5.	・対象地の契約見込面積は60ha ・治山事業による実施の計画はない ・事業の重点化要件に該当(重要流域の木曽川流域内に位置)  事業実施が確実に見込めること		3.	事業の実施環境等(1)自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」  A・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。  B・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。  C・・上記A、B以外の計画である。	В
	造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること ・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望 ・造林者は造林能力のあるもとす郡森林組合を予定		3.	・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。 事業の実施環境等(2)効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」	
6.	自然環境の保全、景観への配慮がなされていること 自然環境の保全・形成や景観への配慮の視点からみて、当事業が適当であること ・対象地の自然環境は平均標高650m、平均傾斜急(30°以上)、土壌BD(d)であり、スギの適地 ・自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成	- 0		A・・他事業との連携が図られた計画となっている。 B・・他事業との連携について調整中である。 C・・上記A、B以外の計画である。 ー・・該当しない。	В

## 21-1C

#### 新規採択チェックリスト判断根拠

対象地番号 18 区域名 熊野川広域流域(和歌山県田辺市)

Ⅱ 優先配慮事項 必須事項 審査の内容 判定 評価指標 評価 1. 有効性(1)多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」 1. 事業の必要性が明確であること(必要性) 水源を涵養するための森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること A・・水源の涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。 ・対象地は、椿山ダムの上流に位置 かつ針広混交林化等の取り組みがなされる計画となっている。 B・・上記A以外の計画である。 対象地の林況は無立木地 契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。 2. 技術的可能性が確実であること 地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること 1. 有効性(1)多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」 ・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能 A・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、 時期等を踏まえた計画となっている。 Α B・・上記A以外の計画である。 3. 事業による効果が十分見込まれること(効率性) 費用便益分析の結果が1.0以上であること 紀南地域森林計画、田辺市森林整備計画に適合したものとなっている。 総便益 (B) 397,122 千円 ①水源涵養養便益 306,425 千円 2. 効率性(1) 事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」 総費用 (C) 167,102 千円 ②山地保全便益 70,975 千円 ③環境保全便益 18,334 千円  $\cdot B / C = 2.38$ A・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。 ④木材生産等便益 1.388 壬円 B・・適切な手法・工法が確保されている。 4. 事業の採択要件を満たしていること C・・上記A、B以外の計画である。 国立研究開発法人森林研究・整備機構業務方法書及び分収造林事業実施要領等 に規定された選定基準等に適合していること ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。 ・対象地は保安林指定予定(水かん)、林況は無立木地、権利関係は問題なし 3. 事業の実施環境等(1)自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」 ・対象地の契約見込面積は47ha 治山事業による実施の計画はない A·・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている 計画である。 ・対象地は、椿山ダムの上流に位置 B・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。 C・・上記A、B以外の計画である。 5. 事業実施が確実に見込めること 造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること 契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。 ・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望 |3. 事業の実施環境等(2)効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性 | ・造林者は造林能力のある龍神村森林組合を予定 6. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること A・・他事業との連携が図られた計画となっている。 B・・他事業との連携について調整中である。 自然環境の保全・形成や景観への配慮の視点からみて、当事業が適当であること В C・・上記A、B以外の計画である。 ー・・該当しない。 ・対象地の自然環境は平均標高450m、平均傾斜急(30°以上)、土壌BD(d)であり、スギ、ヒノキの適地 ・自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成 計画なし

#### 新規採択チェックリスト判断根拠

対象地番号 51 区域名 江の川広域流域 (広島県庄原市)

Ⅱ 優先配慮事項 必須事項 審査の内容 判定 評価指標 評価 1. 有効性(1)多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」 1. 事業の必要性が明確であること(必要性) 水源を涵養するための森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること A・・水源の涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。 対象地は、重要流域である江の川流域内に位置 かつ針広混交林化等の取り組みがなされる計画となっている。 B・・上記A以外の計画である。 対象地の林沢は粗悪林相地 契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。 2. 技術的可能性が確実であること 地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること 1. 有効性(1)多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」 ・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能 A・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、 時期等を踏まえた計画となっている。 Α B・・上記A以外の計画である。 3. 事業による効果が十分見込まれること(効率性) 費用便益分析の結果が1.0以上であること ・江の川上流地域森林計画、庄原市森林整備計画に適合したものとなっている。 総便益 (B) 217,994 千円 ①水源涵養養便益 144,873 千円 2. 効率性(1) 事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」 総費用 (C) 127,357 千円 ②山地保全便益 56,974 千円 ③環境保全便益 14,627 千円  $\cdot B/C = 1.71$ A・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。 ④木材生産等便益 1,520 千円 B・・適切な手法・工法が確保されている。 4. 事業の採択要件を満たしていること C・・上記A、B以外の計画である。 国立研究開発法人森林研究・整備機構業務方法書及び分収造林事業実施要領等 に規定された選定基準等に適合していること ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。 対象地は保安林指定予定(水かん)、林況は粗悪林相地、権利関係は問題なし 3. 事業の実施環境等(1)自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」 ・対象地の契約見込面積は37ha ・治山事業による実施の計画はない A·・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている 計画である。 事業の重点化要件に該当(重要流域の江の川流域内に位置) B・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。 C・・上記A、B以外の計画である。 5. 事業実施が確実に見込めること 造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること 契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。 ・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望 |3. 事業の実施環境等(2)効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性 | ・造林者は造林能力のある大和森林株式会社を予定 6. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること A・・他事業との連携が図られた計画となっている。 B・・他事業との連携について調整中である。 自然環境の保全・形成や景観への配慮の視点からみて、当事業が適当であること В C・・上記A、B以外の計画である。 ー・・該当しない。 ・対象地の自然環境は平均標高710m、平均傾斜中(15°~30°未満)、土壌BDであり、スギ、ヒノキの適地 ・自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成 計画なし

# 21-12

### 新規採択チェックリスト判断根拠

対象地番号 72 区域名 大淀川広域流域(宮崎県西臼杵郡高千穂町)

Ė	<u>必須事項</u> 審査の内容	判定	Ϊ	一 <u>懷</u> 尤能慮事項 評価指標	評価
1.	事業の必要性が明確であること(必要性) 水源を涵養するための森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること ・対象地は、重要流域である五ヶ瀬川流域内に位置 ・対象地の林況は無立木地	0	1.	有効性(1)多様な森林づくり ①健全な森林の育成 「森林の多面的機能の発揮」  A・・水源の涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。 かつ針広混交林化等の取り組みがなされる計画となっている。 B・・上記A以外の計画である。	A
2.	技術的可能性が確実であること 地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること ・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能	- 0	1.	・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。  有効性 (1) 多様な森林づくり ②自然的条件に適合 「計画の自然条件への適合性」  A・・計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。  B・・上記A以外の計画である。	A
3.	事業による効果が十分見込まれること (効率性)         費用便益分析の結果が1.0以上であること         総便益 (B) 356,203 千円 総費用 (C) 157,020 千円       ①水源涵養養便益 246,893 千円 ②山地保全便益 78,689 千円	0	2.	・五ケ瀬川地域森林計画、高千穂町森林整備計画に適合したものとなっている。 効率性(1)事業の経済性・効率性 「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」	
4.	・B/C = 2.27       ②環境保全便益       28,105 千円         事業の採択要件を満たしていること       国立研究開発法人森林研究・整備機構業務方法書及び分収造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること         ・対象地は保安林指定予定(水かん)、林沢は無立木地、権利関係は問題なし	0		A・・適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減の発現が期待できる計画である。 B・・適切な手法・工法が確保されている。 C・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。	A
5.	・対象地の契約見込面積は51ha ・治山事業による実施の計画はない ・事業の重点化要件に該当(重要流域の五ヶ瀬川流域内に位置) 事業実施が確実に見込めること		3.	事業の実施環境等(1)自然環境・景観への配慮 「自然環境保全機能の発揮」  A・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。  B・・上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。  C・・上記A、B以外の計画である。	В
	造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に満たす能力等があること  ・造林地所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望  ・造林者は造林能力のある株式会社木望を予定	0	3.	・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。 事業の実施環境等(2)効果的な事業の推進 「他事業との連携の計画性」	
6.	自然環境の保全、景観への配慮がなされていること 自然環境の保全・形成や景観への配慮の視点からみて、当事業が適当であること ・対象地の自然環境は平均標高950m、平均傾斜中(15°~30°未満)、土壌BDであり、スギの適地 ・自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成	0		A・・他事業との連携が図られた計画となっている。 B・・他事業との連携について調整中である。 C・・上記A、B以外の計画である。 ー・・該当しない。	В